

令和 5 年 3 月 29 日

厚生労働省
健康局長 佐原 康之 殿

公益社団法人 日本看護協会
会 長 福 井 トシ子



令和 6 年度予算・政策に関する要望書

新型コロナウイルス感染拡大や健康課題の多様化等により、行政保健師に求められる役割は拡大し続けています。令和 4 年 12 月 2 日に成立した「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 96 号）では、保健所の健康危機管理体制の強化が図られ、都道府県と保健所設置市・特別区その他関係者で構成する連携協議会の創設等が盛り込まれました。また、今後改正予定である「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」では、「保健所への統括保健師等総合的なマネジメントを担う保健師の配置」が定められることとなっています。

この度の改正内容をより実効性のあるものとするとともに、保健師が健康危機への対応のみならず、平時からの自治体・関係機関間の連携や、健康づくりなどの地域住民に不可欠な保健施策を円滑に実施できるよう、保健活動体制の強化を図る必要があります。そのためには、「地域における保健師の保健活動に関する指針」の早急な改正が必要です。特に、保健活動体制構築の要となる、統括保健師等の総合的なマネジメントを担う保健師の配置及び質の向上が不可欠であり、指針の改正についてご尽力を賜りますよう要望いたします。

重点要望事項

- 「地域における保健師の保健活動に関する指針」の改正に早急に着手されたい。

1. 「地域における保健師の保健活動に関する指針」の改正について

- 感染症法等の改正を踏まえ、通知から10年が経過する「地域における保健師の保健活動に関する指針」の改正に早急に着手されたい。
- 特に保健活動体制構築の要となる、統括保健師等の総合的なマネジメントを担う保健師の配置及び質の向上に向け、以下を指針に明記し、推進されたい。
 - ・保健所及び市町村における統括保健師等の総合的なマネジメントを担う保健師の配置ならびに事務分掌への明記
 - ・統括保健師等の総合的なマネジメントを担う保健師を含む管理期の保健師に対する組織的な現任教育の強化

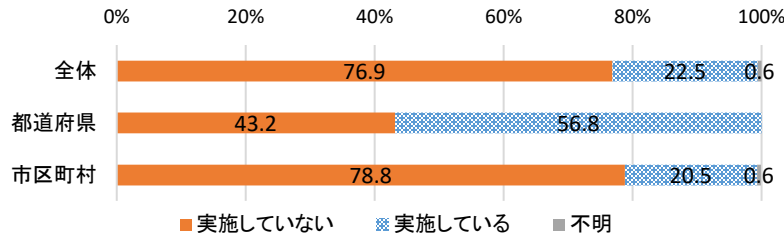
■各自治体における統括保健師の配置状況

- ・今後改正予定の「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」にて定められる「保健所への統括保健師等の総合的なマネジメントを担う保健師の配置」の推進が必要
- ・市区町村への統括保健師の配置状況は未だ64.5%であり、全自治体への配置が必要

	全自治体数	統括保健師 配置自治体数	配置割合
都道府県	47	47	100.0%
市区町村	1,741	1,123	64.5%
保健所設置市	87	76	87.4%
特別区	23	17	73.9%
市町村	1,631	1,030	63.2%
合計	1,788	1,170	65.4%

※厚生労働省「令和4年度保健師活動領域調査(領域調査)結果の概況」より作成

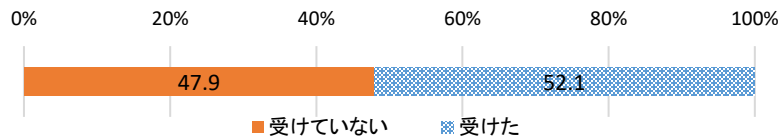
■中堅期からの統括保健師の意識的な育成の実施状況



※データ出典:厚生労働科学研究費補助金 健康安全・危機管理対策総合研究事業
「保健師活動の展開推進及び統括保健師の役割遂行力開発 令和2年度総括研究報告書」
回答者:全国の都道府県及び市区町村の統括保健師 818名

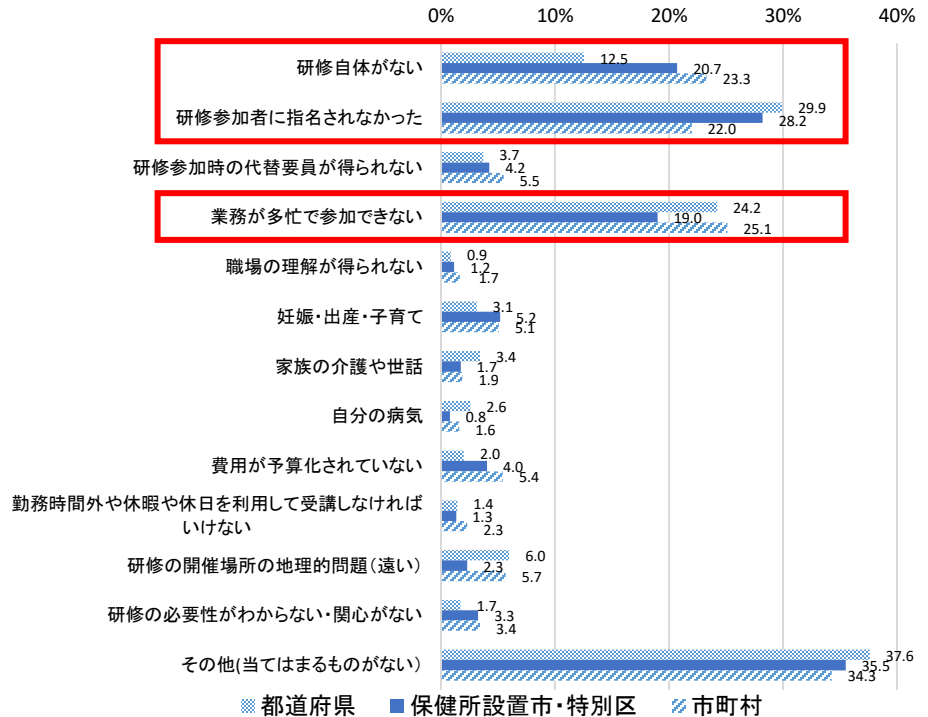
■管理期研修の受講状況

(管理期保健師研修を受けるべき立場にある者のみで集計)



※データ出典:令和4年度 厚生労働省先駆的保健活動交流推進事業
「保健師の活動基盤に関する基礎調査」

■管理期研修の未受講理由(最大3つまで複数回答)



※データ出典:令和4年度 厚生労働省先駆的保健活動交流推進事業
「保健師の活動基盤に関する基礎調査」